

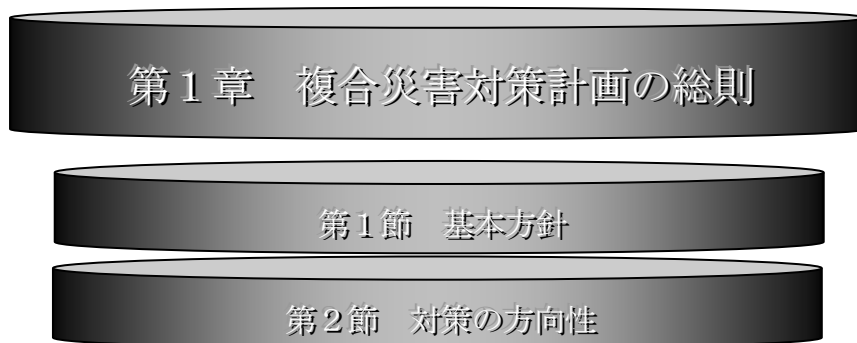
第4編 複合災害対策計画

第1章 複合災害対策計画の総則

東日本大震災では、大きな地盤の揺れや大津波により、新たな原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合（波及）災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、本町及び防災関係機関は、地震及び風水害を起因とした複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、町民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる必要がある。

複合災害は、単一の災害よりも応急対策における制約が大きくなることから、それを前提とした災害対策を講ずる。



第1節 基本方針

本町及び防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。



第1 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政、自衛隊、警察、消防などの防災機関相互が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

第2 二次被害の防止

本町は、県の支援をもうけつつ、災害応急対策に従事し、被害を最小限に抑える。

第3 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第2節 対策の方向性

複合災害発生時の種々の活動が困難な状況下で、的確な応急対策を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、本町内の災害対応資源^{※1}で対応可能かどうかを判断し、災害対応資源が不足する場合、本町外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、平常時から、想定複合災害の予測規模・被害量の想定、町内における災害対応力の把握をもとに、受援計画の策定及び国、県や他市町村との応援・受援体制の確立を進めること、さらに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※1 本町に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

第2章 複合災害への対応

本町における複合災害に対する防災対策について、以下に示す。

第2章 複合災害への対応

第1節 予防計画

第2節 応急対策計画

第1節 予防計画

危険物等災害対策計画

第1 複合災害に関する 防災知識の普及

第2 複合災害発生時の被害想定の実施

第3 防災施設の整備等

第4 非常時情報通信の整備

第5 避難対策

第6 災害医療体制の整備

第7 災害時の避難行動要支援者対策

第8 緊急輸送体制の整備

第1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関で共有するとともに、町民等に周知する。

1.1 複合する可能性のある災害の種類

1.2 複合災害の対応困難性の分析

1.1 複合する可能性のある災害の種類

本町において想定複合災害の種類は、以下に示すとおりとする。

- (1) 地震災害
- (2) 風水害（風害、水害、雪害）
- (3) 大規模事故災害（危険物等災害、鉄道事故、放射性物質事故及び広域放射能汚染災害、大規模火災、農業災害、火山災害）

1.2 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

なお、いずれのパターンにしても、近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

(1) パターン1

先発の災害で、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

先発災害	巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下
後発災害	巨大台風が直撃
影響	河川氾濫が発生（荒川決壊など）

(2) パターン2

復興活動中に、後発の災害に襲われ、災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

先発災害	巨大地震の発生
後発災害	復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃
影 響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ

(3) パターン3

町内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散する状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

地震A	県内A地区で巨大地震発生
地震B	県内B地区で巨大地震がさらに発生
影 響	県内対応資源が不足し、対応が困難になる

第2 複合災害発生時の被害想定の実施

本町は、考えられる複合災害のパターンごとに、発生時の被害想定を実施する。

第3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用できるよう防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、町及び防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所を検討し、災害対応や業務継続性の確保をする。

第4 非常時情報通信の整備

行政、防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）相互で、被災状況の把握、救援・救助活動の状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援等に必要な情報をリアルタイムに共有するシステムを検討する。

第5 避難対策

具体的な実施方法等は、「第2編 第2章 第1節 第4 安全避難の確保」に準ずる。

なお、本町は、避難所の選定は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、代替となる複数の避難所や避難経路を想定する。

第6 災害医療体制の整備

具体的な実施方法等は、「第2編 第2章 第2節 第5 災害時医療体制の整備」に準ずる。

なお、本町は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行う医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・ペットボトル等の飲料水等の備蓄等を行う。

第7 災害時の避難行動要支援者対策

具体的な実施方法等は、「第2編 第2章 第3節 第4 災害時の要配慮者の安全対策」に準ずる。

なお、本町は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

第8 緊急輸送体制の整備

具体的な実施方法等は、「第2編 第2章 第2節 第6 緊急輸送体制の整備」に準ずる。

なお、本町及び防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

第2節 応急対策計画

第1 情報の収集・伝達

具体的な実施方法等は、「第2編 第3章 第2節 第2災害情報の収集・伝達体制」に準ずる。
なお、本町は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制を迅速に立ち上げ、被害状況を的確に把握する。

第2 交通規制

豪雨で河川の水位が上昇し、水防活動中に、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等、交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

第3 道路の修復

豪雨で地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、本町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害で危険性が高まることが予想される。本町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移送させる処置を講じ、避難所の再配置を行う。